

## 大井川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

### (設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「大井川水系 ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、大井川水系における、田代ダム、赤石ダム、畑薙第一ダム、畑薙第二ダム、井川ダム、奥泉ダム、長島ダム、大井川ダム、千頭ダム、大間ダム、寸又川ダム、横沢川第二ダム、境川ダム、笹間川ダム、大代川農地防災ダムを対象とする。

### (協議会の組織)

第4条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者)のうち、別表-1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局静岡河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者からの意見を求めるため、委員以外の者の出席を要請することが出来る。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
  - 六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
  - 七 「治水協定」に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
  - 八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。
- 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

- 第 6 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。
- 2 幹事会は、別表-2 に掲げる幹事をもって構成する。
  - 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局静岡河川事務所副所長をもってこれに充てる。
  - 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。
  - 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
  - 6 幹事会は、第 2 項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者からの意見を求めるため、幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

- 第 7 条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、中部地方整備局静岡河川事務所が務める。

(会議の公開)

- 第 8 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第 9 条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

- 第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年5月28日から施行する。

(一部改正)

令和3年10月12日

(委員又は幹事の選出)

第2条 本規約第4条第1項に規定する委員及び第6条第2項に規定する幹事については、治水協定（標準案）の提示後に各機関において人選を行い決定するものとする。

2 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

別表—1

大井川水系 ダム洪水調節機能協議会

組織名	委員	備考
国土交通省中部地方整備局長島ダム管理所	管理所長	ダム管理者 治水
農林水産省関東農政局農村振興部 農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所	地方参事官 所長	関係利水者 灌漑
静岡県大井川広域水道企業団	企業長	関係利水者 上水
東遠工業用水道企業団	企業長	関係利水者 工水
中部電力株式会社静岡水力センター塩郷水力制御所	所長	ダム管理者 発電
東京電力リニューアブルパワー株式会社甲府事業所	所長	ダム管理者 発電
静岡県経済産業部農地局農地整備課	課長	ダム管理者 農地防災
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	事務所長	河川管理者 会長
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	課長	河川管理者

別表—2

大井川水系 ダム洪水調節機能協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
国土交通省中部地方整備局長島ダム管理所	専門官	ダム管理者 治水

農林水産省関東農政局農村振興部設計課 農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 企画課	水利計画官 企画課長	関係利水者 灌漑
静岡県大井川広域水道企業団	課長	関係利水者 上水
東遠工業用水道企業団	事務局長	関係利水者 工水
中部電力株式会社静岡水力センター業務課	スタッフ副長	ダム管理者 発電
東京電力リニューアブルパワー株式会社甲府事業所	土木保守グループ マネージャー	ダム管理者 発電
静岡県経済産業部農地局農地整備課	農地管理班長	ダム管理者 農地防災
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	主幹	
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	副所長（調査）	河川管理者 幹事長
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	利水班長	河川管理者

オブザーバー

別表－3

大井川水系 ダム洪水調節機能協議会

組織名	役職	備考
静岡地方気象台	防災管理官	
静岡県経済産業部農地局農地計画課	技監	
島田市産業観光部農林整備課	課長	大代川農地防災 ダム管理受託
大井川土地改良区	事務局長	
神座土地改良区	副理事長	
金谷土地改良区	事務局長	
大井川右岸土地改良区	事務局長	
特種東海製紙株式会社	資源再活用本部事業開発部 上席主幹	
新東海製紙株式会社	取締役島田工場副工場長 兼環境安全部長	
島田市（水道事業）	都市基盤部長	
牧之原畑地総合整備土地改良区	事務局長兼管理課長	